

# 関係府省提出資料

通番	ヒアリング事項	府省	ページ
26	生産緑地法に基づく買取申出手続と公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出手続により重複している手続の合理化	国土交通省	1
29	宅地建物取引業者の事業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の簡素化	国土交通省	5
31	住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の公用請求に係る請求様式の統一化	総務省 法務省	9
37	地方公営企業に係る収納取扱金融機関の担保提供義務の見直し	総務省	12
27	伐採届の提出を不要とする場合を追加する見直し	農林水産省	13

## 【重点番号26】

# 生産緑地法に基づく買取申出手続と公有地の 拡大の推進に関する法律に基づく届出手続に より重複している手続の合理化

国土交通省  
不動産・建設経済局  
都市局

### ■提案団体の提案の概要

生産緑地法第10条に基づく買取申出手続と公有地の拡大の推進に関する法律(以下「公拡法」という。)第4条に基づく届出手続が重複していることから、土地所有者・行政機関の手続の合理化、民間の土地取引の円滑化のため、**公拡法の制度改正による手続の合理化を求める。**

### ■1次回答を踏まえた提案団体の見解(抄)

- 土地所有者と行政機関に二重の負担が生じている課題が解消されない。
- 土地を転売するケースでは、転売する者の公拡法の届出が必要のままであり、取引の遅延を発生させる。
- 買取に強制力がある生産緑地法が優先されると考えられ、公拡法の申出を提出する意味はない。
- 生産緑地法の買取申出制度において、先買いの機会を与えても買取がなかった土地について、公拡法に基づいて買取協議が成立する件数はゼロに近い。
- 生産緑地法の買取申出制度の中で公拡法の届出制度の目的は果たされる。

ことから、**生産緑地を公拡法の届出対象から除外すべき**であり、**少なくとも行為制限解除後の土地は届出不要にすべき**である。

### ■提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点

提案団体は、公拡法第4条に基づく届出手続に係る措置を求められているところ、生産緑地については、生産緑地法の買取申出手続により、地方自治体等が民間に先んじて取得することが可能となっており、これにより、公拡法の届出の目的についても達成される。

公拡法の届出手続において地方自治体等が買い取るケースは極めて少ないことから、公拡法の届出を改めて行わせる必要はないと考えられており、**公拡法第4条の改正等を視野に、手続の合理化について検討いただきたい。**

なお、公拡法第5条に基づく買取希望申出と生産緑地法に基づく買取申出手続を並行して行うことができることの周知については、提案団体において既知の事情であるほか、並行するか否かを決めるのは土地所有者であることから、必ず並行して行われるとは限らないため、解決策を改めて検討いただきたい。

### ■提案に対する2次回答

生産緑地はその要件上**公共施設等の適地**であり(生産緑地法第3条第1項第1号)、同法の行為制限に関わらず、地方公共団体に**買取機会を与える公拡法の届出・申出の対象土地から一律に除外することは、公拡法の目的に照らして適切ではない**と考えられるが、現在、ご提案を受けて、生産緑地法に基づく買取申出があった場合の同法と公拡法に基づく買取協議に関する**全国的な実態調査**を行っているところであり、その結果も踏まえて**必要に応じ制度改正を含む検討を行う**こととしたい。

# 土地の買取り手続に係る実態調査の概要

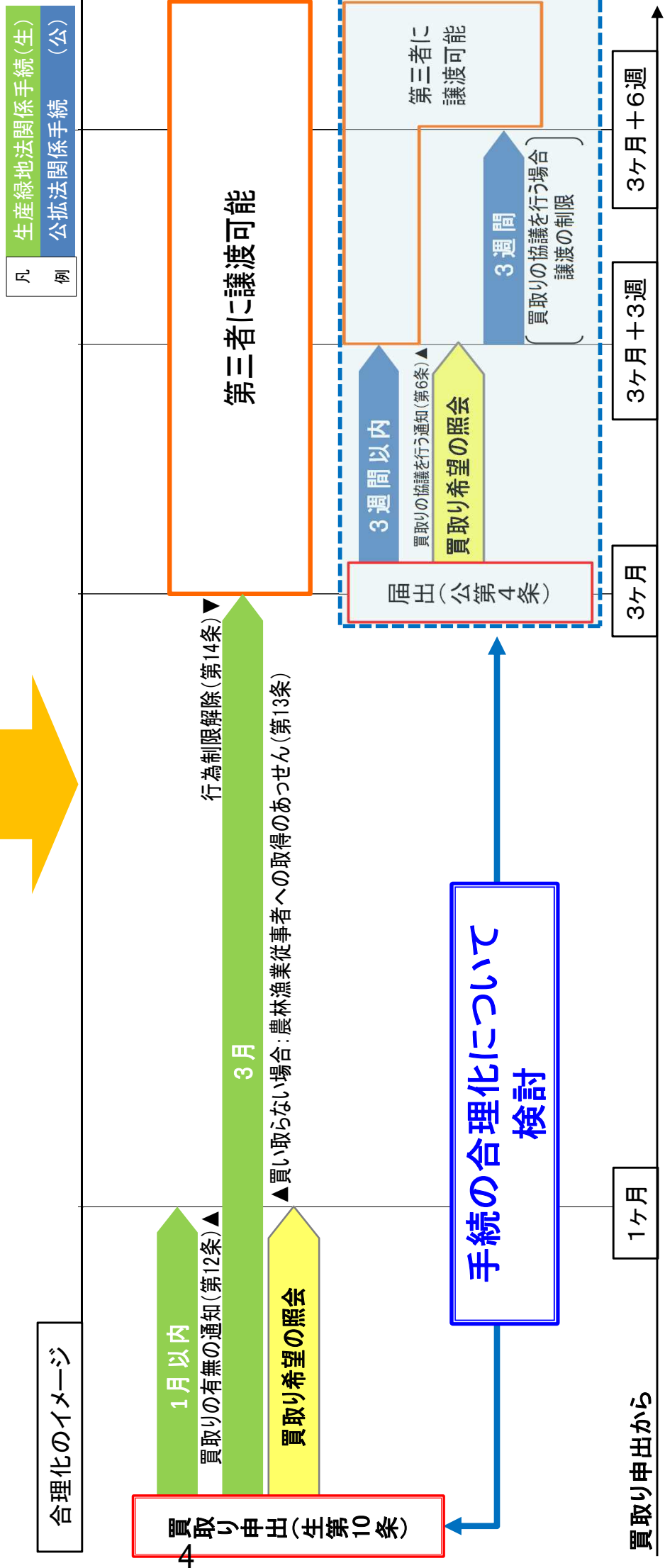
- 調査期間：令和5年8月17日～9月1日
- 調査対象：生産緑地地区の指定がある又は指定が見込まれる全国238市町村（回答212市町村）
- 調査内容：生産緑地地区における公拡法の届出・申出の実態、運用等（12項目）
- 主な調査結果

項目	結果
1 R3,4年度に生産緑地地区において公拡法の手続が行われた実績	届出（第4条）：1,544件 うち協議に至ったもの 121件 買取りに至ったもの 0件 申出（第5条）：143件 うち協議に至ったもの 33件 買取りに至ったもの 13件
1のうち、生産緑地法第10条の買取りの申出が行われた後、公拡法の手続が行われた実績	届出（第4条）：979件 うち協議に至ったもの 81件 買取りに至ったもの 0件 申出（第5条）：79件 うち協議に至ったもの 14件 買取りに至ったもの 3件
2 地方公共団体等に対する買取り希望の照会先	生産緑地法と公拡法で照会先が同じ 113市町村 異なる 94市町村 その他 5市町村
3 生産緑地法と公拡法の手続に関する意見	121市町村 11市町村 80市町村

## ■調査結果概要

- 1) 生産緑地地区において公拡法の手続が行われた事例のうち、生産緑地法第10条の買取りの申出後に行われたものが過半を占める。  
一方、生産緑地地区において公拡法の手続で買取りの協議が行われた事例も確認された。
- 2) 生産緑地法と公拡法で買取り希望の照会先が同じ市町村が過半であるが、異なる市町村もあることが確認された。
- 3) 生産緑地法と公拡法の手続の合理化を求めめる意見が相当数寄せられたほか、現行でも特に支障はないという意見もあった。

公拡法の目的や、実態調査の結果（生産緑地地区において公拡法の手続で買取りの協議が行われた事例）に照らして、生産緑地を一律に公拡法の届出対象から除外することは困難であるが、手続の合理化や改善を求めめる意見があったことを踏まえ、生産緑地法第10条の買取りの届出が行われた場合の手続を合理化できるよう制度改正を含めて検討する。



# 宅地建物取引業者の事業者名簿等の 閲覧制度に係る対象書類の見直しについて

国土交通省 不動産・建設経済局  
令和5年9月

# 閲覧制度に係る対象書類の見直しについて

## 第二次回答

- 宅地建物取引業法に基づく業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類について、提案団体や専門部会からのご意見等も念頭に、閲覧希望者による業者選定への影響を踏まえて閲覧対象から除外する書類を検討するなど、必要な見直しを行う方向で検討してまいりたい。
- 現在、国土交通省において、有識者や業界団体、地方自治体等の意見を聴取しながら検討を進めているところであり、年内に結論を得たうえで、必要な法令改正を行うこととしたい。

## 現在の検討状況

の 〇 閲覧制度の対象について、宅地建物取引業者の従業者等の個人の**プライバシーを保護しながら、消費者等による適切な宅地建物取引業者の選定に資する必要な情報について、アナログ・デジタル両方で公開すること**を基本的な方向性として、制度そのものの見直しを検討。

(見直しのイメージ)

引き続き閲覧対象とする情報 (個人のプライバシー情報でなく、かつ、宅地建物取引業者の選定に資すると考えられる情報)
--------------------------------------------------------------

例：宅地建物取引業経歴書
--------------

閲覧対象から除外する情報
--------------

個人のプライバシー情報
-------------

他の情報で代替可能と考えられる情報
-------------------

例：専任の宅地建物取引士の氏名
-----------------

例：欠格要件に該当しないことを誓約する書面
-----------------------

の 〇 閲覧方法について、都道府県等の負担軽減の観点から、添付書類の様式の見直しや、オンラインでの申請・閲覧一体的な運用が可能となるシステムの構築等を検討。









Ⅰ 宅地建物取引業の免許の申請においては、免許申請者は、その役員、政令使用人等も含めて、欠格要件に該当しないことを誓約する書面を提出することとされている。

(A4)

添付書類(2)  
誓約書

申請者、申請者の役員、令第2条の2に規定する使用人、法定代理人及び法定代理人の役員は、令第5条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

商号又は名称  
氏 名

(法定代理人

商号又は名称  
)  
(氏 名

地方整備局長  
北海道開発局長 殿  
知 事

# 住民票等の各種証明書や戸籍に関する証明書の 公用請求について、公文書(請求書)様式の統一化

(管理番号20)

令和5年9月  
総務省自治行政局住民制度課  
法務省民事局第一課

### 回答

まずは提案団体から、現行の課題、望ましい公用請求の様式、公用請求を受けることが多い機関などについて意見聴取することを想定している。その結果を踏まえ、対応方針及びスケジュールについて検討を行うこととしたい。

# 提案団体ヒアリング結果

## 提案団体（群馬県吉岡町）ヒアリング結果

### 【公用請求を行う機関】

公用請求を受けられることが多い機関は以下のとおり。

・法務局 ・日本年金機構 ・都道府県税事務所 ・市町村（税・福祉関係）

公用請求を受けられることが多い事務は、徴税関係事務。

### 【望ましい様式について】

大量に処理する必要があるため、視認性が高く、何を請求しているかひと目でわかる様式がよい。

公用請求にあたり、法令上求められているものではないが、「生年月日」があれば、対象者を特定する際に便利である。このような利便性が向上する任意の記載事項についても検討してほしい。

### 【その他】

庁内の他部署が公用請求を行うにあたり、どのように行っているかわからないとの相談が多い。この場合でも、統一様式があると説明がしやすいため、様式を統一することは、請求側にも有益だと考える。

制度を理解せずに不要な請求を行っている機関も見受けられる（例：現住所が必要な場合に、戸籍の証明書を請求する等）。統一様式とともに、制度の周知を行うべきではないか。

今後、提案団体からのヒアリング結果を踏まえ、公用請求を行うことが多いと想定される機関や人口規模の大きい自治体等と意見交換を行い、対応方針やスケジュールを定める。

# 地方公共団体への調査結果の概要

## ＜担保提供の実態について＞

### ○金融機関を指定している企業数

- ・約3,100企業

※住民から利用料を徴収せず金融機関に出納事務を行わせる必要がない用水供給事業などが含まれるため、約200企業では金融機関の指定をしていない

### ○1金融機関あたりの平均担保額

- ・**出納取扱金融機関：329万円**
- ・**収納取扱金融機関：33万円**

※当該担保の種類及び提供方法としては、口座への入金が85%、定期預金証書が13%を占める

### ○担保額の算定方法

- ・約50%の企業から「不明」との回答
- ※そのほか、指定金融機関や他の地方公営企業の担保額を参考に定めた旨の回答多数

### ○担保管理に係る地方公共団体の事務

- ・約80%の企業から**事務は発生していない**との回答
- ・その他の企業では一定の事務が発生

〈主な事務〉

- ◆**期日管理事務**（有価証券の満期管理など）

＜年1回程度＞

- ◆**現金管理事務**（紛失していないかの確認など）

＜月1回程度＞

## ＜提案内容に係る課題等について＞

### ○過去10年間に担保を実行した事例の有無

なし

### ○担保提供を理由に金融機関から指定を拒否された事例の有無

- ・**17企業**において**事例あり**

※当初拒否されたものの、交渉を継続することで結果的に契約を締結することができた事例(2件)を含む

### ○担保提供義務を廃止する場合の支障

- ・約97%の企業から**特段の支障なし**との回答

・一部の企業からは支障が生じるとの回答も見られた

〈主な支障〉

- ◆**損害賠償請求が必要**となるため、**損害の早期回復が困難**となる
- ◆賠償を拒まれる可能性もあり、**損害を十分に補填できない**おそれが生じる
- ◆**担保の返還**を求められたり、応じない場合に**契約辞退が発生**するおそれがある

### ○担保提供義務の廃止に伴い発生する事務

- ・約70%の企業から**特段の事務は発生しない**との回答

・その他の企業においては、条項ズレに伴う**契約書の修正**や担保提供を取りやめる場合に**契約の更改**等の事務が発生するとの回答があった

令和5年度 地方分権改革に関する提案募集  
【重点番号27】伐採届の提出を不要とする場合を追加する見直し

# 専門部会ヒアリング説明資料

林野庁

令和5年9月11日

## 提案内容

（ア）市町村の補助を受けて間伐する場合、伐造届の提出を不要とすること

## 1次回答

市町村への補助申請等に、法第8条第1項に定める伐採造林届の記載事項と同等の内容が網羅され、市町村森林整備計画との適合が確認可能である場合、当該申請書を森林法上の伐採造林届を兼ねるものと取り扱うことで、法に基づく指導監督権限を維持しながら、森林所有者等及び市町村の事務負担軽減を図ることを検討する。

## 1次回答への主なご意見（提案団体・専門部会ヒアリング1R）

- 法改正によらず提案受け入れ可能と理解。
- 記載事項が重複している二重の手続について、森林所有者等及び市町村の事務負担が軽減されるように検討を進めていただきたい。



## 【 2次回答 】

市町村への補助申請等に伐採造林届の記載事項と同等の内容が網羅されている場合に、森林法上の伐採造林届を兼ねるものと取り扱うことについて、令和5年度内に運用通知等により明示します。



## 提案内容

（イ）市町村が事業主体となり間伐する場合、伐造届の提出を不要とすること

## 1次回答

伐採造林届は実施主体が誰であるかに関わらず、市町村の林務担当部局において伐採の状況を把握し、市町村森林整備計画との適合を確認する必要があることから届出の対象としており、市町村が実施主体であることのみをもって、法第10条の8第1項に定める伐採造林届の適用除外とすることは困難である。

15

## 1次回答への主なご意見（提案団体・専門部会とアリング1R）

- 市町村自らが樹立した森林整備計画を遵守しない間伐を実施することは考えにくい。
- 市町村内の異なる部局間で、計画との適合について確認すれば済み、確認方法を法律で義務付ける必要はないのではないか。



## 【 2次回答 】

令和5年内に地方自治体の実態を把握し、その結果を踏まえ伐採造林届出制度の運用見直しについて検討します。

## 提案内容

施設管理上必要最低限の危険木又は支障木を伐採する場合、伐造届の提出を不要とすること

## 1次回答

施設管理上必要な危険木等の伐採について、事前に届出を行う時間のない緊急の場合には、森林法第10条の8第1項第9号の規定により、伐採造林届の適用が除外され、同条第3項に基づき事後届出で対応可能。

## 1次回答への主なご意見(提案団体・専門部会ヒアリング1R)

16. 伐採造林届の目的に照らせば、施設管理上必要最低限の危険木又は支障木の伐採について、事後も含めて届出を行う必要はないと考える。
  - 自然公園法では、緊急の場合に限らず、危険な木竹の伐採は「通常管理行為や軽易な行為等」として許可が不要。



## 【 2次回答 】

施設管理上必要な危険木又は支障木の伐採については、令和5年内に地方自治体の実態を把握し、その結果を踏まえ伐採造林届出制度の運用見直しについて検討します。

# (参考資料) 伐採造林届出制度で立木の伐採を届出不要とする規定

## 他法令で許可されている伐採（二重の手続の回避）

- 森林法第10条の2の林地開発許可
- 森林法第34条第1項の保安林の伐採許可
- 他法令に基づき、道路法、電事法等の命令・許可 など

## 市町村森林整備計画との適合が担保されている場合

- 森林法第11条第5項に基づき、森林所有者等が作成した森林経営計画に基づく伐採
- 間伐特措法第5条に基づき、市町村が定めた特定間伐促進計画に基づく伐採 など  
( いずれも市森計との適合が制度上担保されている。 )

## 市町村森林整備計画との適合の確認を要さない場合

- 除伐する場合
- 自家用のため指定の範囲で伐採する場合
- 倒木、枯死木、枯損木を伐採する場合 など

## 災害など緊急の用に供する場合（事後届出対応）

- 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合  
( 伐採後に市町村長に届出書を提出することが必要。 )  
( 伐採造林届出制度では、竹の伐採は届出不要。 )

# 自然公園法で立木の伐採を許可不要とする規定

## 通常の管理行為、軽易な行為等

- 宅地の木竹の伐採
- 自家用のための木竹を刈伐
- 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- 電線路、道路の維持に必要な範囲内の木竹の伐採  
( 電線路、道路以外の一般施設の維持管理の立木の伐採は許可が必要。 )

## 非常災害のために必要な応急措置

- 非常災害のために必要な応急措置として行う行為  
( 伐採後に環境大臣等へ届出書を提出することが必要。 )  
森林の整備及び保全

- 森林の保育のために間伐すること  
( 森林法により措置 )

# （参考資料・再掲）伐採造林届出制度の目的と体系

- 伐採造林届出制度は、適切な森林施業を確保するため、立木の伐採等が市町村森林整備計画で定められた施業の規範に適合しているか、市町村が確認する制度。
- 立木を伐採する森林所有者等に、事前に伐採や造林の計画についての届出が義務付けられている。
- 市町村森林整備計画に適合していない場合には、計画の変更命令等の市町村による指導監督が可能。

## 市町村森林整備計画

森林整備の基本的な考え方や森林施業の規範等を定める長期的な視点に立った森林づくりの構想。

### 主な計画事項

- 公益的機能別施業森林（ゾーニング）ごとの施業方法（主伐の方法等）を設定
- 立木の伐採や人工造林の標準的な方法、間伐の標準的な林齢、方法、間隔等を設定

→ 伐採届の適合基準となる。

